

NEWS RELEASE

令和7年8月13日

お客さまへ

株式会社 栃木銀行
取締役頭取 仲田 裕之

とちぎんマネーライフ応援プラン「資産運用プラン」 (愛称：ときめき応援隊) の取扱開始について

株式会社栃木銀行(取締役頭取 仲田 裕之)は、令和7年8月15日(金)より、とちぎんマネーライフ応援プラン「資産運用プラン」(愛称：ときめき応援隊)の取扱いを開始しますので、お知らせいたします。

本プランは、投資信託のご購入と合わせて定期預金をお預け入れいただく個人のお客さまを対象に、条件に応じて特別金利を適用いたします。

当行は、今後もお客さまの暮らしに寄り添った商品・サービスを提供し、地域のお客さまの安定した資産形成に貢献してまいります。

記

1. プラン名称

とちぎんマネーライフ応援プラン「資産運用プラン」(愛称：ときめき応援隊)

2. 申込受付期間

令和7年8月15日(金) ～ 令和7年9月30日(火)

3. プラン概要

対象となる方	個人のお客さま(個人事業主、法人のお客さまは対象となりません)	
お申込み方法	当行窓口	
対象定期預金	スーパー定期預金・大口定期預金	
申込金額	定期預金・投資信託 合計100万円以上	
定期預金上限額	投資信託の申込額を上限とします。	
定期預金預入期間	6ヶ月(自動継続型)	
適用金利	新たな資金でのお申込み 年2.0%	左記以外のご資金でのお申込み 年1.0%
適用条件	お申込日が属する月の前月1日以降にご入金いただいた資金が対象となります。	—

NEWS RELEASE

※上記の特別金利は初回満期日までの適用となります。自動継続後は継続日時点のスーパー定期預金または大口定期預金の店頭表示金利を適用させていただきます。

※詳細は、添付チラシをご確認ください。

以 上

NEWS RELEASE

【投資信託についてのご留意事項】

◇投資信託のリスク

・投資信託は値動きのある有価証券等(株式・債券・不動産投資信託証券など)に投資するため、投資信託の基準価額は、組入有価証券等の価格変動、金利の変動、為替相場の変動、その発行会社等に係る経営・財務状況、カントリーリスクなどの影響により上下に変動します。したがって、投資元本および分配金は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。

(詳しくは、ファンドごとの目論見書および目論見書補完書面等でご確認ください。)

◇投資信託の手数料・費用

・申込時、保有期間中、換金時に以下の各種手数料や費用がかかります。(2025年6月30日現在)

上記各種手数料や費用の最大値は、今後、取扱うファンドの追加や償還等により変更になる場合があります。また、その他費用やこれらの合計額については、保有期間や運用状況等に応じて異なるため、あらかじめ表示することはできません。

(詳しくは、ファンドごとの目論見書および目論見書補完書面等でご確認ください。)

申 込 時：申込手数料(買付金額に対し、最大3.3%(税抜3.0%)の率を乗じた額) ※つみたて投資枠は申込手数料無料です。

保有期間中：信託報酬(純資産総額に対し、最大年2.42%(税抜2.2%)の率を乗じた額)

その他費用(監査費用、有価証券売買委託手数料、信託事務の諸費用など)

換 金 時：信託財産留保額(換金時に適用される基準価額に対し、最大0.5%の率を乗じた額)

公社債投資信託の場合(換金手数料として、1万口につき最大110円(税抜100円))

◇その他ご留意事項

・投資信託は円預金とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。また栃木銀行でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。

・栃木銀行は投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行い、信託財産の保管・管理は信託銀行が行います。

・投資信託の分配金には、「普通分配金」と「元本払戻金(特別分配金)」があり、「元本払戻金(特別分配金)」は、実質的には元本の一部払戻しに相当するものです。

・投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。

・投資信託のお取引に関しては、クーリング・オフ制度(書面による解除)の対象ではありません。

・投資信託をご購入の際は、最新の契約締結前交付書面(目論見書および目論見書補完書面)を十分にお読みのうえ、ご自身でご判断ください。契約締結前交付書面は、栃木銀行本支店の窓口にご用意しております。

NEWS RELEASE

【NISA に関するご留意事項】

- ・当行の NISA 口座は、つみたて投資枠でも、成長投資枠でも、当行の定める一定の株式投資信託のみの取扱いとなります。（上場株式等はお取扱いしていません）
- ・すでに特定口座でお持ちの投資信託は NISA 口座に移管できません。
- ・NISA 口座開設にあたっては 1 人 1 口座（1 金融機関等）のみとなります。変更しようとする年分のつみたて投資枠、成長投資枠で投資信託等を購入（分配金再投資による購入を含む）していた場合、その年分は他の金融機関への変更や NISA 口座廃止後の再開設ができません。また金融機関を変更する場合、変更前の金融機関で保有中の投資信託等を、変更後の金融機関に移管することはできません。
- ・つみたて投資枠でも成長投資枠でも、年間の非課税枠をその年にすべて使い切らなかった場合、残りの枠を翌年以降へ繰り越すことはできません。
- ・NISA 制度では、年間投資枠（つみたて投資枠 120 万円／成長投資枠 240 万円）と非課税保有限度額（成長投資枠・つみたて投資枠合わせて 1,800 万円／うち成長投資枠 1,200 万円）の範囲内で購入した上場株式等から生じる配当所得及び譲渡所得等が非課税とされます。いずれも購入時手数料等を除いた金額です。
- ・非課税保有限度額については、NISA 口座内の投資信託を売却した場合、当該売却した投資信託が消費していた非課税保有限度額の分だけ減少し、その翌年以降の年間投資枠の範囲内で再利用することが可能となります。非課税期間はつみたて投資枠／成長投資枠ともに無期限で、その間においては自由に売却できます。
- ・NISA 口座から特定口座等へ移管する場合、ファンドの取得価額は移管時の時価となります。
- ・株式投資信託の分配金の再投資（自動買付け）が行われた場合も、当該投資分は非課税の投資額に算入されます。
- ・投資信託における分配金のうち、元本払戻金（特別分配金）はそもそも課税の対象外であり、NISA 口座によるメリットを享受できるものではありません。
- ・分配金による再投資（自動買付）が行われた場合でも、当該再投資分は非課税の投資額に算入（つみたて投資枠で購入分はつみたて投資枠、成長投資枠で購入分は成長投資枠へ算入）されますので、その分非課税投資枠の残りが少なくなります。なお、分配金再投資により非課税投資枠を超える場合、その時の再投資額すべてが課税口座で投資されます。
- ・法令により、つみたて投資枠を設けた日から 10 年後等の「基準経過日」には、お客さまの氏名・住所を再確認させていただきます。同日から 1 年以内に確認ができない場合、新たな NISA での買付けを停止させていただきます。
- ・NISA 口座のお取引において売却時に損失（譲渡損失）が発生しても、他の口座との損益通算や損失の繰越控除はできません。
- ・対象となる投資信託が、前年末と本年末に「つみたて NISA、つみたて投資枠、成長投資枠」のいずれかの残高を保有していた場合、信託報酬等の概算値について、原則として年 1 回通知します。

NEWS RELEASE

< つみたて投資枠特有のご留意事項 >

- ・当行のつみたて投資枠で買付け可能な商品は、長期の積立・分散投資に適した一定の株式投資信託のみに限られます。
- ・つみたて投資枠では、積立契約（累積投資契約）に基づく定期かつ継続的な方法による購入が対象となり、当行では対象商品の自動積立サービスによる購入に限ります。
- ・非課税投資枠の 120 万円を超えてしまう場合、自動積立を中止します。他の口座で購入することはありません。

< 成長投資枠特有のご留意事項 >

- ・当行の成長投資枠で買付け可能な商品からは、信託期間 20 年未満又はデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等もしくは毎月分配型の投資信託等が除外されており、これらの商品を成長投資枠で買付けすることはできません。
- ・つみたて投資枠で購入した投資信託の収益分配金は、成長投資枠で再投資することはできません。

【復興所得税に関するお知らせ】

- ・「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」により、2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間、預金の利子や投資信託の分配金・譲渡差益に対し復興特別所得税として所得税額×2.1%が課税されます。

【販売会社の概要】

商号等：株式会社栃木銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第 57 号

加入協会：日本証券業協会

当行の苦情処理措置及び紛争解決措置（以下の機関を利用）

- ・一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

- ・特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号 0120-64-5005

受付日（共通）平日（月～金）[銀行休業日を除く]

受付時間（共通） 9：00～17：00

NEWS RELEASE

【定期預金についてのご留意事項】

- ・定期預金の利息には、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金が課税されます。（非課税制度利用時を除く）。
- ・定期預金や普通預金（決済用預金を除く）などは1金融機関につき預金者一人あたり元本1千万円までとその利息が預金保険制度により保護されます。
- ・初回満期日以降は、継続時点の店頭表示金利が適用となります。
- ・詳しくは店頭を用意している説明書（商品概要説明書）でご確認ください。

【復興所得税に関するお知らせ】

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源確保に関する特例措置法」により、2013年1月1日から2037年12月31日までの間、預金の利子や投資信託の分配金・譲渡差益に対し復興特別所得税が課税されます。

NEWS RELEASE

とちぎんマネーライフ応援プラン
《ときめき応援隊》

個人のお客さま限定

窓口限定

資産運用プラン

定期預金と投資信託の組合せで運用します。

お取り扱い期間：

2025年8月15日（金）～2025年9月30日（火）

お申込み総額 100万円以上

投資信託

お申込み総額の
50%以上



円貨
定期預金

お申込み総額の
50%以下

1,000万円以上 大口定期預金
1,000万円未満 スーパー定期預金
預入期間：6ヵ月

初回満期日まで

新たな資金でのお申込み

2.0% (税引後年1.5937%)

年利

新たな資金以外でのお申込み

1.0% (税引後年0.79685%)

年利

◆新たな資金とは◆

お申込み日が属する月の前月1日以降に新たにご入金いただいた資金

《対象外》

- ・当行にお預入れいただいている預金の満期金または中途解約された資金
- ・当行を窓口としてお申込みいただいていた、公共債、投資信託などの満期・償還・解約資金
- ・当行預金から振替されたご資金

- ・法人のお客さま、個人事業主のお客さまは対象外です。
- ・金利情勢の変化等により、予告なく内容・条件を変更したり取扱いを中止する場合がございます。
- ・投資信託は預金商品ではなく元本の保証はありません。所定の手数料・諸費用が掛かります。

NEWS RELEASE

【商品概要】

項目	内容	
対象のお客さま	個人のお客さま（個人事業主のお客さま、法人のお客さまは対象外とさせていただきます。）	
お申込み方法	当行窓口（インターネットバンキング、ATM、アプリでの作成は対象外です。）	
お申込み条件	定期預金預入額と投資信託購入額合計100万円以上	
組合せ商品	申込金額	定期預金預入額と投資信託購入額の合計の50%以上
		・投資信託 当行の取扱銘柄のうち、対象の銘柄に限りです。 ・購入金額に上限がある対象投資信託については、同日に同一銘柄を複数お申込みいただくことはできません。詳しくは、窓口にお問い合わせください。
定期預金	預入金額	投資信託購入額の範囲内(1円単位)
	預入期間	6ヶ月
	適用金利	新たな資金によるお預入れ 年2.0% 新たな資金以外によるお預入れ 年1.0% ※金利は初回満期日まで適用。満期経過後は所定の店頭表示金利が適用されます。 ※満期日以前に中途解約された場合は、解約日における所定の中途解約利率が適用されます。
	満期後の取扱い	自動継続型

投資信託の留意事項

●投資信託のリスク

投資信託は価値のある有価証券等（株式・債券・不動産投資信託証券など）に投資するため、投資信託の基準価額は、組入る有価証券等の価格変動、金利の変動、為替相場の変動、その発行会社等に係る経営・財務状況、カントリーリスクなどの影響により上下に変動します。したがって、投資元本および分配金は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります（詳しくは、ファンドごとの目論見書および目論見書補完書面等でご確認ください）。

●対象投資信託の手数料・費用

申込時、保有期間中、換金時に以下の各種手数料や費用がかかります。

(1)申込時 申込手数料（買付金額に対し、最大3.3%（税抜3.0%）の率を乗じた額）

(2)保有期間中 信託報酬（純資産総額に対し、最大年2.42%（税抜2.2%）の率を乗じた額） その他費用（監査費用、有価証券売買委託手数料、信託事務の諸費用など）

(3)換金時 信託財産留保額（換金時に適用される基準価額に対し、最大0.5%の率を乗じた額） 公社債投資信託の場合（換金手数料として、1万口につき最大110円（税抜100円））

※上記各種手数料や費用の上限値は2025年8月15日現在のものであり、今後、取扱うファンドの追加や償還等により変更になる場合があります。また、その他費用やこれらの合計額については、保有期間や運用状況等に応じて異なるため、あらかじめ表示することはできません。（詳しくは、ファンドごとの目論見書および目論見書補完書面等でご確認ください。）

●その他の留意事項

・栃木銀行は投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行い、信託財産の保管・管理は信託銀行が行います。
・投資信託の分配金には、「普通分配金」と「元本払戻金（特別分配金）」があり、「元本払戻金（特別分配金）」は、実質的には元本の一部払戻しに該当するものです。
・投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。
・投資信託のお取引に関しては、クーリング・オフ制度（書面による解除）の対象ではありません。

・投資信託をご購入の際は、最新の契約締結前交付書面（目論見書および目論見書補完書面等）を十分にお読みのうえ、ご自身でご判断ください。契約締結前交付書面は、栃木銀行の窓口にて用意しております。

●NISAに関する留意事項

・当行のNISA口座でご購入いただける商品は「株式投資信託」のみとなります（上場株式等はお取扱いしておりません）。
・すでに特定口座で保有している投資信託をNISA口座に移管することはできません。
・NISA口座開設にあたっては、一人1口座（1金融機関等）のみとなります。ただし、一定の手続きのもとで金融機関の変更ができます。
・1年間の非課税投資枠をその年にすべて使わなかった場合、残りの枠を翌年に繰り越すことはできません。
・非課税期間中においては自由に売却できますが、売却部分の非課税投資枠は再利用できません。
・NISA口座の取引において売却時に損失（譲渡損失）が発生しても、他の口座との損益通算や損失の繰越控除はできません。
・NISA口座から特定口座等へ移管した場合、税務上、ファンドの取得価額は、移管時の時価となります。また、払出日に価格が下落していた場合でも、当初の取得価額と払出日の時価との差額に係る損失はないものとされます。
・投資信託における「元本払戻金（特別分配金）」はそもそも課税の対象外であり、NISA口座によるメリットを享受できるものではありません。
・株式投資信託の分配金の再投資（自動買付け）が行われた場合でも、当該再投資分は非課税の投資額に算入されませんので、その分非課税投資枠の残りが少なくなります。なお、分配金再投資により非課税投資枠を超える場合、その時の再投資額すべてが課税口座で投資されます。
●税込表示について
本チラシに記載されている手数料および手数料率等は、2025年8月15日現在の消費税率（10%）で算出しています。

定期預金の留意事項

・定期預金の利息には、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金が課税されます。（非課税制度利用時を除く）
・定期預金や普通預金（決済用預金を除く）などは1金融機関につき預金者一人あたり 元本1千万円までとその利息が預金保険制度により保護されます。
・初回満期日以降は、継続時点の店頭表示金利が適用となります。
・詳しくは店頭にて用意している説明書（商品概要説明書）でご確認ください。

【復興所得税に関するお知らせ】

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源確保に関する特例措置法」により、2013年1月1日から2037年12月31日までの間、預金の利子や投資信託の分配金・譲渡差益に対し復興特別所得税が課税されます。

販売会社の概要	商号等/株式会社栃木銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第57号 ■加入協会/日本証券業協会	
当行の苦情処理措置及び紛争解決措置（右記機関を利用）	■一般社団法人 全国銀行協会 全国銀行協会相談室 ■特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター ■受付日（共通）/平日（月～金）[銀行休業日を除く]	電話番号/0570-017109または03-5252-3772 電話番号/0120-64-5005 ■受付時間（共通）/9:00～17:00

お問い合わせはお近くの栃木銀行窓口またはフリーダイヤルへ

0120-29-6043

平日（月～金）9:00～17:00（銀行休業日除く）

2025年8月15日現在